

提出済み要望書^②

2013年5月3日

全政党代表

メディア（通例に準じてください。朝毎読共同東京NHK）

国際婦人年連絡会

世話人 橋本 葉子

実生 律子

山口みつ子

日本国憲法施行記念日によせて
—憲法96条の改定に反対する意見書—

国際婦人年連絡会（全国組織36団体）は、1975年の国際婦人年以来、「平等・開発・平和」に関わる世界の女性に共通する課題に取り組み、活動を続けております。日本国憲法に関しては、その平和・人権条項が全面的に実施されてはじめてジェンダー平等社会の実現の可能性と展望が開けるという認識に立ち、憲法を活かし実践することを求めて活動してきました。

安倍首相は、憲法改正手続きを定めた96条の発議要件「両院の3分の2以上」を「過半数」に引き下げたいとし、野党の一部にもそれに同調する動きがあります。96条改定が、9条をはじめとする憲法改定に道を開くことを私たちは強く危惧します。実際、石破自民党幹事長は「96条改定は9条改定に直結する」という考えに賛意を示しています。

憲法は、国民の基本的人権を守り、為政者による権力の乱用を防ぐために存在します。国民が国家権力を縛るための最高法規ですから、世界の先進国のほとんどは、憲法改正のハードルを高くしています。日本国憲法においても96条で、憲法改正には、衆参両院それぞれの総議員の3分の2以上の賛成で発議し国民投票で承認されることが必要と定めています。96条改憲論は、この発議要件を緩和するという単なる形式論・手続き論ではなく、立憲主義を覆すのみならず、国民主権を否定し、憲法の在り方そのものを変えてしまうものです。

以上の理由から、私たちは、憲法96条の改定に強く反対します。